（様式Ｄ）

旧第一銀行横浜支店運営事業者公募に関する資料閲覧申込書

令和　年　月　日

（申請者）

所　 在　 地

事業者名

責任者職氏名

電話番号

E-mail

旧第一銀行横浜支店に関する資料の閲覧を申し込みます。

１　閲覧について

|  |  |
| --- | --- |
| （ふりがな）氏　　　名 | 所属・職名 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 第１希望 | 月　 日（　）[ ] 午前　・　[ ] 午後 |
| 第２希望 | 月　 日（　）[ ] 午前　・　[ ] 午後 |
| 第３希望 | 月　 日（　）[ ] 午前　・　[ ] 午後 |
| [ ] いつでもよい |

|  |  |
| --- | --- |
| 閲覧を希望する資料の名称 |  |

※　日程の希望がない場合には、□いつでもよい にチェックをお願いします。

※　閲覧は３人までとさせていただきます。

※　閲覧できる書類は、「公募要項に関する質問・回答」において、本様式による閲覧を定めたものに限ります。

２　閲覧条件

(1)　旧第一銀行横浜支店運営事業者公募に関する提案資料作成等の参考とする以外の目的で利用することはできません。

(2)　本参考資料で知り得た情報を他へ漏らすことはできません。

(3)　本参考資料を使用する者に対し、この資料により知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう、必要かつ適切に監督を行うものとします。公募が終了した後においても、同様とします。

(4)　本参考資料を撮影することは可能ですが、それを複写し、又は複製することはできません。

(5)　前項にて撮影したデータについては、公募が終了した後、復元困難な方法により消去するものとします。

(6)　 本参考資料及びそれを撮影したデータについて盗難、漏えい、不正な利用等の事故が生じたとき、又は生じるおそれがあることを知ったときは速やかに横浜市の担当者へ報告するものとします。公募が終了した後においても、同様とします。

(7)　横浜市は、次のいずれかに該当するときは損害賠償の請求をすることができるものとします。

ア　本参考資料及びそれを撮影したデータについて、申請者の責に帰すべき理由による漏えい、滅失、き損及び改ざんがあったとき。

イ　前号に掲げる場合のほか、閲覧条件に違反したとき。

**E‐mail nw-daiichi@city.yokohama.jp**

**にぎわいスポーツ文化局 文化芸術創造都市推進部 創造都市推進課あて**